

令和4年9月7日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録  
 審議事項：林地開発許可について

令和 年 月 日

議事録署名人 ■■■■■

事務局 (阿曾班長)	定刻となりましたので、令和4年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を開催します。 森林保全課の阿曾です。よろしくお願いします。 本日は、個別諮問案件1件の御審議をお願いいたします。 それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曾班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 今泉部会長、よろしくお願いします。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めます。 委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。 審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (阿曾班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (阿曾班長)	まず、資料の御確認をお願いします。 委員の皆様には、予め、緑色のファイルの「令和4年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会 資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。 資料は、お手元にございますでしょうか。
委員一同	(資料不足なし)
事務局	よろしければ、次に定足数の報告をいたします。

(阿曾班長)	本日は、委員 5 人に御出席いただきしており、静岡県森林審議会運営規程第 3 条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。
今泉議長	本日は、個別諮問案件が 1 件とのことです。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。 なお、本日の議事録署名人については、名簿順をお願いしております、■■委員をお願いいたします。
今泉議長	次に、前回、令和 4 年度森林審議会第 1 回林地保全部会において、許容放流量について、調書記載方法の見直しを行うとの説明がありました。 このことについて、事務局から説明をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	(説明)
今泉議長	今の説明について、委員の皆様から御質問などございますか。
■■委員	今の説明だと、(調整池からの)最大の放流量と最小の放流量の間になるかをチェックしているということなのですが、例えば今日の案件の資料(審査項目)で「水害の防止」というところを見ると、最大の放流量と最小の放流量の単位が違うので非常にわかりにくいと思います。単位を揃えたものを書いていただくことは可能ですか。
事務局 (阿曾班長)	はい、可能です。
■■委員	そうしていただければ、わかりやすくなるような気がします。
事務局 (阿曾班長)	次回から訂正いたします。
今泉議長	そのほかに質問ございますか。
■■委員	記載方法の見直しということですが、計算方法は以前と変わらないですか。
事務局 (阿曾班長)	はい。計算方法は変わりません。変換するだけなので、次回から記載を訂正するようにいたします。
■■委員	前回の会議で、私から質問させていただいたときの説明だと、別の法律の基準が優先されるケースがあり、開発行為の目的が「土石の採掘」の場合はそのケースに該当するという説明だったと思いますが、その場合はそれを審査項目と書いてほしいという気もしました。
事務局 (阿曾班長)	富士農林事務所に確認しますが、本諮問案件は 50 年確率降雨強度に対応する調整池を計画しているということでしょうか。
富士農林事務所	はい、50 年確率降雨強度に対応する調整池を計画しています。

(渡邊主任)	
事務局 (阿曾班長)	調整池の設計降雨強度は、林地開発許可審査基準では30年確率ですが、本諮問案件は採石法の基準にあわせて50年確率で計算しています。そちらの方も備考欄の方を書くようにいたします。
■■委員	はい、わかりました。
今泉議長	そのほかに質問ございますか。よろしいですか。
今泉議長	それでは、議案(1)個別諮問案件の審議に移ります。事務局から説明してください。
事務局 (阿曾班長)	<p>まず、緑色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林地開発許可について」を御覧ください。</p> <p>今回御審議をお願いする案件は、午前中に現地調査を実施しました「土石の採掘」です。</p> <p>初めに、静岡県における「土石の採掘」に係る林地開発許可の取扱いを御説明します。</p> <p>土石の採掘は、10年を超えるような長期計画が多くあります。このため、事業の確実性等の観点から、長期計画を許可するのではなく、採石法や砂利採取法の許認可の期間で一度区切って許可を行い、許可期間が切れる時点で、新しい許可と現許可の廃止を行っています。これを、通称「更新許可」と呼んでおります。</p> <p>本件は、更新許可と併せて、前回の個別諮問から開発行為に係る森林の面積から累積で5ヘクタール以上拡大することから、お手元の例規集インデックスの3番にあります諮問の取扱い基準第1の1(2)に該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、審査を行ないました富士農林事務所から説明します。</p>
富士農林事務所 (渡邊主任)	(個別諮問 案件説明)
今泉議長	ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分について、質問の時間をもつこととします。質問がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	現地でも伺いましたが、富士宮市の防災マップによると、一部「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」にかかっていると思うのですが、特に本日現地まで行けなかった方の拡大区域(第5沈砂池側の拡大区域)が当該警戒区域にかかっているようですが、このことについてはいかがでしょうか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	現地でも御説明しましたように、現場内から土砂と水が出ないように、小堤を作りながら掘削していく計画になっております。

	<p>林地開発許可申請書の中では土砂災害(特別)警戒区域についてのゾーニングについての記載はありませんが、現頂部の部分の水を下流に流すことなく、事業区域の中で処理をするという形になっております。</p> <p>本来の土石流の危険を助長するという点につきましては、事業区域外に排出するという事はないので、問題はないと考えております。</p>
■■委員	<p>土砂災害警戒区域のエリアの設定の仕方を見ると、土砂災害の種類は「土石流」ではなくて、「がけ崩れ」だと思います。</p> <p>なので、当該エリアに水が排出されるか否かというよりも、斜面の安定性が担保されるかということが重要かと思います。</p>
■■委員	<p>説明スライドの断面図の測線番号を教えてください。</p>
富士農林事務所 (渡邊主任)	<p>測線 NO. 39 です。</p> <p>(説明スライドを指しながら、)測線 NO. 39 のこの辺りが、富士宮市防災マップによると、土砂災害警戒区域にかかるとのことのお話です。</p>
今泉議長	<p>土砂災害警戒区域について今一度調べていただきまして、危険性があるということでしたら、そこを開発区域から外していただくなり、対策を講じていただくなどの措置が必要かと思います。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>御指摘のありました件につきましては、確認いたしまして、次回かその次の回にお答えしたいと思います。</p> <p>ただ、市からは本諮問案件について「問題ない」と回答をいただいているところなので、この計画自体に問題があるというわけではないというように考えております。</p>
今泉議長	<p>関連法令の欄にも「土砂災害防止法」について記載がなかったと思うので、御確認いただきたいと思います。</p>
今泉議長	<p>そのほかに質問ございますか。</p>
■■委員	<p>生息動物について、「平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月に調査実施済」ということですが、大分先の時期に事業区域を拡大するところをなぜその際に調査をしたのか、その理由がわかれば教えていただきたいと思います。</p>
富士農林事務所 (渡邊主任)	<p>(説明スライドを指しながら、)これが当時、希少野生生物を調査した区域になります。稜線などに沿って、当時の事業区域よりある程度広めに調査を行っていたようです。当時、今回申請の区域まで拡大する計画を事業者が持っていたのかはわかりませんが、本採石場はこれまで徐々に拡大してきた経緯もございますので、広めに調査をかけたものと思います。</p>
■■委員	<p>いつも思うのですが、希少野生生物調査にはお金がかかるので大変</p>

	<p>だとは思いますが、大分以前に調査されており、そのときに協定を結んでいるのでOKにされてしまうのは疑問に感じます。これは私のお願いですが、できれば事業計画の直前の調査結果を取り入れていただきたいと思えます。</p>
今泉議長	<p>県では、希少野生生物調査の時期については決まりがないということでしょうか。</p>
富士農林事務所 (渡邊主任)	<p>県自然保護課に確認したところ、「(非開示情報)」という回答でした。</p>
今泉議長	<p>そのほかに質問ございますか。</p>
■■委員	<p>植栽についてですが、前回許可申請時の指導事項として「早期の成林を図ること」とあり、その指導事項への対応として「(令和2年)4月までにヤシャブシ苗を植栽、活着するまで補植及び育成を実施した」となっています。この「成林」という言葉が気になります。どこまで責任を持って植栽をされるのかということが気になります。ヤシャブシで終わりなのか、その先があるのか。少し緑が増えると緑化が進んできたなと思ってしまうのですが、「成林」ということを指導事項に盛り込んでいるので、今後採掘区域が拡大し緑化対象面積が増えていくことになりませんが、そのときにどうやって成林までもっていくのか、どこまで責任を持って取り組むのか、という質問です。</p>
富士農林事務所 (渡邊主任)	<p>「早期の成林を図ること」とは、最終残壁が完成した箇所から時期を開けずに植栽し、早期に森林の有する公益的機能の回復を図ることを求める意図で附されたものと解釈しております。</p> <p>何年生以上は成林、何年生未満は未成林ということではなくて、早期に森林が形成されるようにしてほしいということだと思います。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>(非開示情報)</p> <p>ただし、ヤシャブシだけで本当に十分かということについては御指摘のとおりだと思いますので、今回申請の緑化計画ではヤシャブシ1種類ということですが、その点につきましても御意見をいただければと思います。</p>
■■委員	<p>ヤシャブシでもいいと思えます。ただし、現地調査の際に「植栽木がシカに食べられたらまた植える」というお話を伺いましたが、木は成長に時間がかかるので、どこまでその対応を続けてくださるのかなど。仮に事業者がいなくなったとき、ヤシャブシで緑化が終わってしまう可能性もあると思えます。「森林への回復」というのは捉え方が難しいですね。</p>
■■委員	<p>現地調査の際に、採石場の従業員が「最終残壁は岩なので、やっても</p>

	<p>やっても一向に緑にならない」と言っていました。土地の特性上、そういうところもあるかもしれないと思いました。</p> <p>災害の防止に係る事項は基準が精緻に定められていることが、私もこの立場になってよくわかりましたが、残置森林をどうするかとか、緑化をどうするかとかについては、解釈がグレーにならざるを得なくて、数値で表しにくいところなので、今後どうしていったものかと思いました。</p> <p>本案件に関しては、緑化は難しいと思いますが、緑化計画そのものがどう立てられているのか気になったところです。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>水色のファイルの「例規集」のインデックスの8を御覧ください。県では「土石の採掘跡地の森林造成指針」を定めております。その指針において、初期に生えてくる先駆種のほかに、遷移中後期種も混合して植栽するのが望ましいと定めております。最近の「土石の採掘」を開発目的とした諮問案件については、審議会から「3種類以上の樹種で植栽すること」というような御意見をいただいております、県としましても、そういった指導をしております。本諮問案件につきましても、同様の御意見が附されることになるかと思っております。</p>
今泉議長	<p>最近の諮問案件の指導事項を見ますと「植栽の樹種は、3種以上を検討すること」と附されているので、「ヤシャブシだけ」ではなくて、その後多様な森林が育っていくための素地を作っていくという観点も重要かと思えます。そのあたりは指導事項に盛り込んで良いと思えます。</p>
■■委員	<p>緑化の努力はされているようでそれは良いことだと思いましたが、実際のところ、今後どう緑化されていくのかが気になりました。</p>
■■委員	<p>土ではないですからね。岩の上に吹付して、木が生えるのかなど。採石場の従業員は「刈った草を置いておくと草が腐って薄い表土ができる。それをやると植栽木の生育は良さそうだ」とは言っていました。しかし、今回の採掘場で、全ての最終残壁に刈った草を置いて表土を作っていくというのなかなか大変だと思いました。</p>
■■委員	<p>申請者が緑化にどこまでコストや人工をかけるのかですよね。大変だなと思いました。</p>
今泉議長	<p>そのほかに質問ございますか。</p>
■■委員	<p>災害の防止について、2点ほどお伺いします。</p> <p>沈砂池のことですが、No.1からNo.5まで必要容量を求めている、計画する沈砂池全てが必要容量を満たしているということですが、図面上で沈砂池の集水区域をNo.1からNo.5まで分けて必要容量を計算しているのだとしたら、その図面がどれか教えてください。</p>

富士農林事務所 (渡邊主任)	(図面を提示して説明)
■■委員	私が気になっているのは、今回新設される沈砂池 No. 5 です。掘削区域が拡大するので沈砂池 No. 5 が新設されるということですが、必要容量 470m <sup>3</sup> というのは、どの範囲の土砂が流れ込むということで、計算されているのでしょうか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	(図面で沈砂池 No. 5 の集水区域を説明) 沈砂池 No. 5 上部の掘削区域の水などは、この道(場内道路)を通り、調整池兼沈砂池 No. 1 に流入します。
■■委員	トンネルを掘るというイメージですか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	路面排水になります。
■■委員	その道は、今回新設する道路ですよね。図面を見ると、道は途中で止まっているように見えますが、下まで繋がっているのでしょうか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	下まで繋がって、調整池兼沈砂池 No. 1 に流入することになります。また、沈砂池 No. 5 の上水は、調整池兼沈砂池 No. 1 に流入します。
事務局 (阿曾班長)	沈砂池は土砂を貯め、水は全て調整池兼沈砂池 No. 1 で調整します。
■■委員	沈砂池 No. 5 上部の掘削区域の土砂は、どこにいきますか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	土砂と水が、場内道路を通して、調整池兼沈砂池 No. 1 に流入します。
■■委員	水はわかりますが、沈砂池 No. 5 上部の掘削区域から流出した土砂が路面を伝って、沈砂池 No. 5 には入らず、調整池兼沈砂池 No. 1 に流入するというのは、にわかには信じられないのですが。本当にそのように流れるのですか。
富士農林事務所 (渡邊主任)	沈砂池 No. 5 の集水区域内の採掘区域は、工事期間中に沈砂池 No. 5 より低くまで掘り込み、その後、製品ストックヤードとして埋戻しを行います。沈砂池 No. 5 より低く掘り込んでいる間はすり鉢状となり、ここもある種の沈砂池のようになります。
■■委員	わかりました。ありがとうございます。 もう1点は、残土処理方法についてですが、審査項目の当該欄には、「搬出先を明記し許認可(写)を添付すること」とされていますが、計画欄には「-」(該当なし)となっていることから、外部には搬出しないということだと思います。 しかし、冒頭、島田市の事例を伺いましたが、外部に搬出しないと

	<p>しても、事業区域内部で残土が山のようになっていることがあると、いけないと思います。本日、現地調査の際に、採石場の従業員に質問したら、「掘削で発生した土砂は全て売れる」と言っていました、処理方法は確認したほうが良いかと思えます。</p> <p>先ほどの話にあった、すり鉢(沈砂池 No.5 周辺地盤)の埋戻しに使うということであれば危険性はないかと思えますし、掘削発生土砂の量にもよるかとは思いますが。</p>
今泉議長	<p>そろそろ、答申をとりまとめる時間になってしまいました。</p> <p>その他に、これだけは言っておきたいという意見がありますか。</p>
委員一同	(その他質疑なし)
今泉議長	<p>それでは、答申案のとりまとめに移りたいと思います。</p> <p>答申は、「付帯意見」と「指導事項」があり、付帯意見の方が重たい意見です。</p>
今泉議長	<p>本日の議論を踏まえると、緑化について指導をした方がよろしいかと思えます。</p> <p>過去の「土石の採掘」に関する指導事項を見ますと、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」という指導事項を附しているの、今回についても同様の指導事項を附した方が良くかと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
今泉議長	<p>加えて、■■委員からお話のありました、森林をどのような状態にもっていくかということに関して、指導事項を附すことができれば良いと思います。</p> <p>過去の事例を踏まえると、植栽の樹種を3種以上検討すること、という指導事項もあります。</p> <p>「3種以上の植栽を検討するとともに、植栽後の森林の速やかな回復に努めること。」とかでしょうか。</p>
■■委員	表現が難しいですね。
■■委員	<p>よろしいでしょうか。「土石の採掘跡地の森林造成指針」には、「硬岩切土面など、植栽が著しく困難な箇所においては、厚層基材吹付など、生育基盤の造成と併せた木本種子の吹付も認める。」ということが書かれていますが、今回の現場は「植栽が著しく困難な箇所」に該当するものと思えます。このため、そのただし書きを踏まえた付帯意見や指導事項をつけるのかと思えます。</p>
今泉議長	「例規集」のインデックスの8の「土石の採掘跡地の森林造成指針」でしょうか。

■■委員	はい。同指針の1ページ目「基本方針」に書かれています。また、吹付工については、2ページ目に「植栽工が不適と検討された部分については、吹付工を実施する」と書かれており、今回の採石場の斜面に苗木を植栽するのは現実的ではないと思います。
事務局 (阿曾班長)	今回の申請では、斜面(最終残壁)については吹き付けをし、小段と平場に植栽をする計画となっております。
■■委員	わかりました。それでしたら、■■委員のおっしゃるとおりでよろしいかと思います。
今泉議長	それでは、2点目の事項は「3種以上の植栽を検討するとともに、植栽後の森林の速やかな回復に努めること。」でいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
今泉議長	その他、御意見いかがでしょうか。
委員一同	(その他質疑なし)
今泉議長	それでは、土砂災害警戒区域に係る御意見と、掘削発生土砂の処理方法に係る御意見については、事務局の方で確認して、回答をお願いします。
事務局 (佐野主任)	こちらの2点は、付帯意見と指導事項のどちらになるのでしょうか。
今泉議長	指導事項で良いかと思います。事業者も、これまでも採石場の緑化に努めている状況はわかりましたので、付帯意見として強めに言わなくても、指導事項として今後も留意していただきたい、という位置付けで良いかと思います。
今泉議長	委員の皆さん、その他に御意見いかがでしょうか。
委員一同	(その他意見なし)
今泉議長	それでは、指導事項を取りまとめたいと思います。 ○最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。 ○3種以上の植栽を検討するとともに、植栽後の森林の速やかな回復に努めること。 の2点の指導事項を附したうえで、 議案(1)富士宮市上稲子における土石の採掘に係る林地開発許可申請については、『森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということで答申します。
今泉議長	最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (阿曾班長)	次回の林地保全部会の開催予定について御説明します。 すでに御案内しておりますとおり、第3回林地保全部会を、来週の

	<p>金曜日、9月16日に開催します。</p> <p>個別諮問1件と包括諮問案件の報告3件を予定しています。御出席いただける委員の方は、掛川駅または中遠総合庁舎に、開催通知に記載しました集合時間までにお集まりくださいますようお願いいたします。</p>
今泉議長	事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。
事務局 (阿曾班長)	以上です。
今泉議長	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への指導事項に対する事業者の回答、土砂災害警戒区域に係る御意見及び掘削発生土砂の処理方法に係る御意見について、次回以降の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p>
今泉議長	事務局から他に何かありますか。
事務局 (阿曾班長)	特にありません。
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (阿曾班長)	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。</p>
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曾班長)	以上をもちまして、令和4年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を閉会します。